

## 「第6次おかやまウィズプラン（仮称）」の策定について

### 1 趣旨

「第5次おかやまウィズプラン」（以下「現行プラン」という。）の計画期間が令和7（2025）年度をもって終了することから、「第6次おかやまウィズプラン（仮称）」（以下「次期プラン」という。）を策定する。

### 2 計画の位置付け

男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

- ・「男女共同参画基本法」及び「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」に基づく基本計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画（現行プランでは基本目標Ⅲが該当）

### 3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

### 4 基本的な考え方

現行プランの考え方を継続することを基本としつつ、策定後の状況の変化や県民意識調査の結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

### 5 策定の進め方

県男女共同参画審議会や県議会、市町村、関係団体等から、幅広く意見を伺いながら策定を進める。

### 6 今後の予定

令和7年	3月	県民意識調査結果公表
	8月	骨子案公表
	11～12月	素案公表、パブリックコメント
令和8年	2月	案公表
	3月	策定

### 7 次期プランの概要（案）

資料3のとおり

## 次期プランの策定スケジュール（案）

年度	時期	内 容	
			審議会
6	8月		第1回審議会 ・県民意識調査項目審議
	10月	・県民意識調査実施	
	1～3月	・県民意識調査結果取りまとめ	第2回審議会 ・次期プラン方向性の審議
	3月	・県民意識調査結果公表	
7	8月	・次期プラン骨子案公表	第1回審議会 ・次期プラン骨子案の審議
	9 ～10月	・市町村、関係団体等から意見聴取	
	11 ～12月	・次期プラン素案公表	第2回審議会 ・次期プラン素案の審議
		・パブリックコメント実施	
	2月	・次期プラン案公表	第3回審議会 ・パブリックコメントの結果報告 ・次期プラン案の審議
3月	・次期プラン策定		
8	4月	・次期プランスタート	

※国の男女共同参画基本計画策定スケジュールの進行状況によりスケジュール案の変更有

## 次期プランの概要（案）について

### 1 基本的な考え方

現行プランの考え方を継続することを基本としつつ、策定後の状況の変化や、岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査結果、国の動向などを勘案し、必要な修正を行い、事務局案として次期ウィズプランの概要（案）を作成した。

なお、現行プラン策定後、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行など男女共同参画に関連する重要な動きがあったため、本文に必要な記述を盛り込む。

### 2 次期プランの概要（案）

#### （1）目標

男女が共に輝くおかやまづくり

#### （2）基本的な視点

- ①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立
- ②「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点
- ③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援
- ④さまざまな主体との協働の推進

#### （3）計画の体系

##### ○基本目標 I 男女共同参画社会の基盤づくり

##### 重点目標 1 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

##### 【変更理由】

- ・少子高齢化や人口減少の進展により、これまで以上に、様々な分野において女性の参画が求められるが、本県においても大都市圏への若年女性の転出超過が続いている状況である。地域の実情や特性を踏まえた、魅力ある働き方・職場づくりや、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた気運の醸成など、女性に選ばれ、活躍できる地域づくりに一層取り組む必要がある。

##### 重点目標 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

##### 【変更理由】

- ・重点目標の名称を国の第5次男女共同参画基本計画（以下「国計画」という）に合わせて変更

○基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標7 生涯を通じた健康支援

【変更理由】

- ・重点目標の名称を国計画に合わせて変更

重点目標9 防災・復興における男女共同参画の推進

【変更理由】

- ・今年1月、政府の地震調査委員会が南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率を引き上げ、被害想定の見直し等も進められている中、防災・復興に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画拡大を図り、女性や子どもなど脆弱な状況にある人たちの影響やニーズの違いに配慮した災害対応の取組を一層推進する必要があることから、国計画の位置付けも踏まえ、現行プランの重点目標10「②防災・復興における男女共同参画の推進」を基本目標Ⅱに位置付けるとともに、重点目標に格上げする。

現行プランの体系図

基本目標	重点目標
I 男女共同参画社会 の基盤づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	2 男女共同参画社会に関する情報収集と調査・研究の推進
	3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
	4 男性にとっての男女共同参画の推進

次期プラン（仮称）の体系図（案）

基本目標	重点目標
I 男女共同参画社会 の基盤づくり	1 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
	2 男女共同参画社会に関する情報収集と調査・研究の推進
	3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	4 男性にとっての男女共同参画の推進

II 男女の人権が尊重 される社会の構築	5 男女間のあらゆる暴力の根絶
	6 情報化社会における女性の人権の尊重
	7 生涯を通じた女性の健康支援
	8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

II 男女の人権が尊重 される社会の構築	5 男女間のあらゆる暴力の根絶
	6 情報化社会における女性の人権の尊重
	7 生涯を通じた健康支援
	8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
	9 防災・復興における男女共同参画の推進

III 男女が共に活躍 する社会づくり	9 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	10 地域社会における男女共同参画の推進
	11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大
	12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
	13 女性のチャレンジ支援
	14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

III 男女が共に活躍 する社会づくり	10 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大
	12 女性のチャレンジ支援
	13 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- ・ 現行プラン重点目標 1 「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」と重点目標 10 「地域社会における男女共同参画の推進」（一部）を整理し、次期プラン重点目標 1 「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」に位置付ける。
- ・ 現行プラン重点目標 10 「地域社会における男女共同参画の推進」（一部）を整理し、次期プラン重点目標 3 「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」に位置付ける。
- ・ 現行プラン重点目標 12 「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」を整理し、次期プラン重点目標 1 「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」と 13 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」に位置付ける。

## 第5次おかやまウイズプランの数値目標進捗状況

基本目標	数値目標	策定時 (令和2(2020)年度)	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	目標値 (令和7(2025)年度)	
I 男女共同参画社会の基盤づくり	◎県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点	2.88点 (R2)	2.87点 (R3)	2.83点 (R4)	2.89点 (R5)		3.08点 (R7)	
	家庭教育相談員の養成数	1,044人 (R元)	1,084人 (R3)	1,107人 (R4累計)	1,123人 (R5累計)		1,200人 (R7)	
	県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の20代以下及び30代における満足度の平均点	2.96点 (R2)	2.93点 (R3)	2.87点 (R4)	3.05点 (R5)		3.11点 (R7)	
	人権・男女共同参画課・ウイズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	18.6% (R元)	24.2% (R3)	26.0% (R4)	25.5% (R5)		30.0% (R7)	
	育児休業取得率	女性	85.7% (H30)	92.8% (R3)	-	97.3% (R5)		90.0% (R6)
男性		5.4% (H30)	13.4% (R3)	-	50.1% (R5)		10.0% (R6)	
II 男女の人権が尊重される社会の構築	◎配偶者暴力相談支援センター又は女性相談員を設置している市町村数	4市町村 (R元)	5市町村 (R3)	5市町村 (R4)	5市町村 (R5)		9市町村 (R7)	
	DV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	2,918人 (R元)	1,935人 (R3)	2,997人 (R3~R4累計)	5,914人 (R3~R5累計)		15,000人 (R3~R7累計)	
	フィルタリング利用率	66.5% (R元)	82.7% (R3)	90.9% (R4)	90.0% (R5)		75.0% (R7)	
	女性のがん検診の受診率	乳がん	49.6% (R元)	-	52.7% (R4)	-		60.0% (R4)
		子宮頸がん	47.7% (R元)	-	49.4% (R4)	-		60.0% (R4)
	成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合	35.0% (R2)	36.9% (R3)	37.2% (R4)	35.4% (R5)		55.0% (R7)	
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	14.3人 (R元)	16.3人 (R3)	15.9人 (R4)	15.7人 (R5)		13.0人 (R7)		
III 男女が共に活躍する社会づくり	◎女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	62.4% (R元)	64.1% (R3)	64.4% (R4)	65.7% (R5)		65.8% (R7)	
	県の審議会等委員の女性比率	34.9% (R2)	35.2% (R3)	35.3% (R4)	34.7% (R5)		40.0% (R7)	
	管理職における女性比率	(民間企業 /係長級以上)	14.5% (H30)	19.6% (R3)	-	21.9% (R5)		25.0% (R6)
		(一般職公務員 /課長級以上)	13.9% (R2)	14.5% (R3)	15.9% (R4)	16.2% (R5)		16.0% (R7)
		(教育職公務員 /教頭以上)	25.5% (R2)	26.9% (R3)	28.3% (R4)	28.7% (R5)		30.0% (R7)
	女性の管理職登用を積極的に取り組みたいとする企業の割合	46.9% (H30)	56.5% (R3)	-	-		60.0% (R6)	
	自治会長に占める女性の割合	7.7% (R2)	7.4% (R3)	10.7% (R4)	8.1% (R5)		10.0% (R7)	
	女性消防団員数	659人 (R元)	617人 (R2)	596人 (R3)	619人 (R4)		659人 (R6)	
	復職した女性医師数	73人 (H27~R元累計)	14人 (R3)	27人 (R3~R4累計)	37人 (R3~R5累計)		75人 (R3~R7累計)	
	農家における家族経営協定締結戸数	668戸 (R元)	733戸 (R3)	764戸 (R4)	788戸 (R5)		820戸 (R7)	
	女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合	42.0% (H30)	52.0% (R3)	-	-		60.0% (R6)	
	ウイズセンターで実施する再就職支援のための講座の参加者数	145人 (R元)	158人 (R3)	303人 (R3~R4累計)	407人 (R3~R5累計)		500人 (R3~R7累計)	
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	158人 (H29~R元累計)	240人 (H29~R2累計)	320人 (H29~R3累計)	376人 (H29~R4累計)		520人 (H29~R6累計)		
放課後児童クラブ実施箇所数	618箇所 (R元)	657箇所 (R2)	672箇所 (R3)	683箇所 (R4)		705箇所 (R6)		
おかやま地域子育て支援拠点(愛称:ももっこステーション)設置数	144箇所 (R2)	157箇所 (R3)	164箇所 (R4)	167箇所 (R5)		172箇所 (R7)		
おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数	17社 (R元)	43社 (R2)	74社 (R3)	104社 (R4)		150社 (R6)		

※表内◎は、基本目標としての数値目標。その他は、それぞれ基本目標内の重点目標に掲げる数値目標

# 女性活躍・男女共同参画に関する 現状と今後の課題について

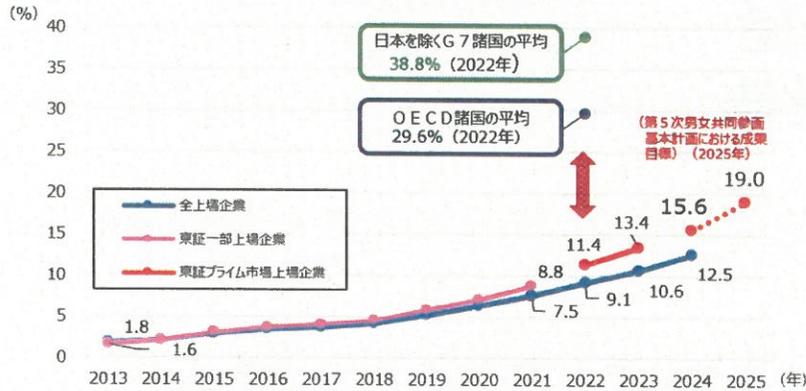
---

令和6年12月13日  
男女共同参画会議

# 意思決定層における女性の参画を妨げる課題への対応

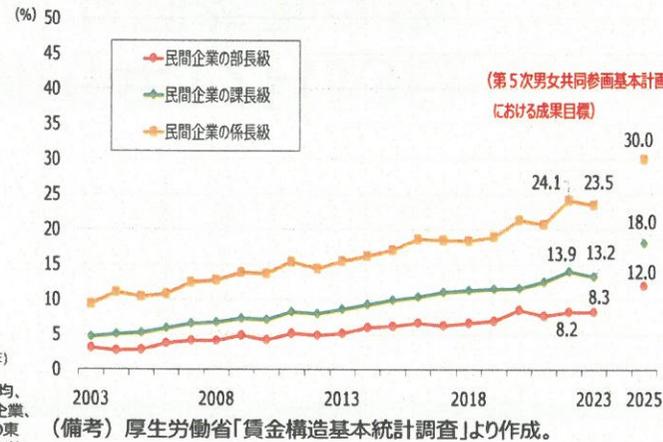
・第5次男女共同参画基本計画に掲げた目標の達成に向けて、同計画の達成状況についてフォローアップを行うとともに、企業における女性登用の更なる加速化、女性起業家の支援強化など経済分野の取組をはじめ、意思決定層における女性の参画を妨げる課題をしっかりと分析し、あらゆる分野における取組の一層の強化につなげることが重要である。

図1 女性役員比率の推移



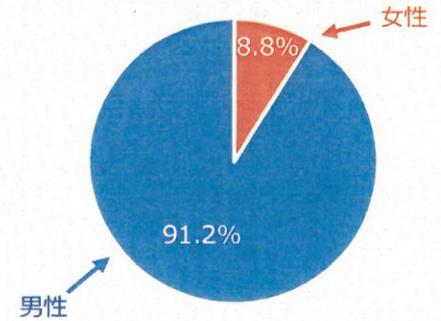
(備考) (1)東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査に基づき内閣府において作成。日本を除くG7諸国の平均、OECD諸国の平均はOECD「Social and Welfare Statistics」から引用。(2)全上場企業、東証一部上場企業、2023年以前の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役及び執行役。(3)2024年以降の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役、執行役に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役職者(会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」)として、取締役会の決議による選任・解任がされている役職者を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役職者等)も含む。(4)調査時点は、原則として各年7月31日現在。

図2 管理職相当の女性割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

図3 J-Startup選定企業における女性経営者の割合



(注) J-Startup選定企業とは経済産業省が2018年6月に立ち上げた政府機関と民間支援プログラムに基づき、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦により、外部審査委員会での厳正な審査により選ばれたスタートアップ企業のこと。J-Startup選定企業239社における、女性経営者の割合(2024年12月時点)。「女性起業家支援パッケージ」において、2033年までに20%以上を目指すこととされている。

図4 女性候補者・当選者・議員の比率

## 1. 候補者・当選者に占める女性の割合

	目標 (いずれも2025年)	女性候補者割合	女性当選者割合
衆議院	35%※1	23.4% (17.7%)	15.7% (9.7%)
参議院	35%※1	33.2% (27.4%)	27.4% (22.6%)
統一地方選挙	35%※2	19.2% (16.0%)	19.9% (16.3%)

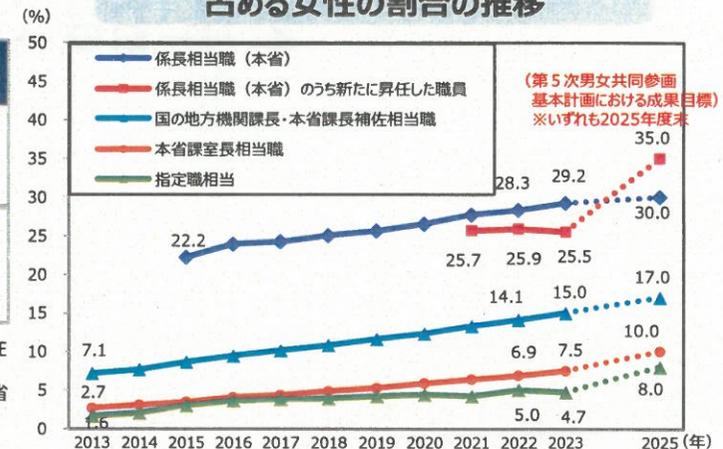
(注) 女性候補者割合及び女性当選人割合ともに総務省調べによる。( )内は前回選挙の数。  
※1 政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。  
※2 政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

## 2. 各議会における女性の割合

	女性議員割合	合計
衆議院※1	15.7%	19.0%
参議院※1	25.4%	
都道府県議会※2	14.6%	17.4%
市区町村議会※2	17.6%	

※1 衆議院は2024年11月8日現在、参議院は2024年11月10日現在の数。(衆議院及参議院HPより)  
※2 都道府県議会、市区町村議会は2023年12月31日現在。(総務省調べ)

図5 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移

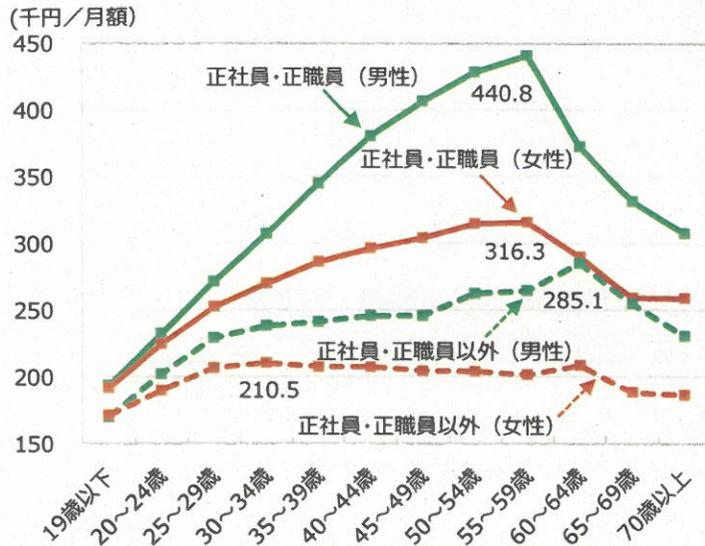


(備考) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」より作成。

# 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

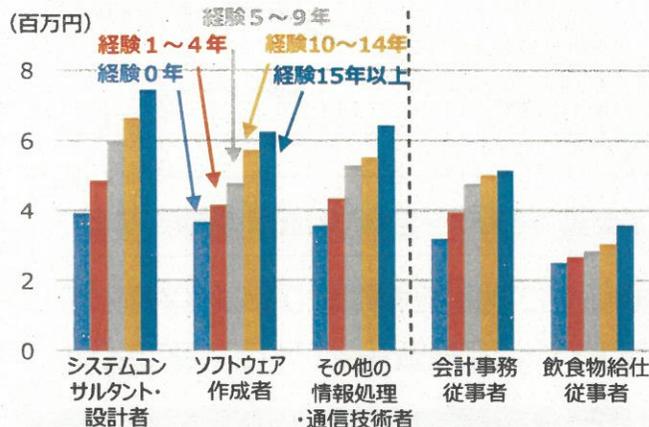
・女性の所得向上・経済的自立を実現するため、男女間賃金格差の是正に取り組むとともに、正規雇用の女性の就業継続への支援、「女性デジタル人材育成プラン」の見直しなどリスクの支援の強化、仕事と育児・介護・健康課題の両立支援など、全ての人が希望に応じて働くことのできる環境づくりに取り組む必要がある。

図6 所定内給与額（雇用形態別・年齢階層別）



（備考）厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より作成。

図9 デジタル分野の女性人材の年収



（備考）厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より作成。

図7 女性活躍推進法の改正  
（女性版骨太の方針2024 抜粋）

**女性活躍・男女共同参画の重点方針2024  
（女性版骨太の方針2024）**  
（令和6年6月11日 全ての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

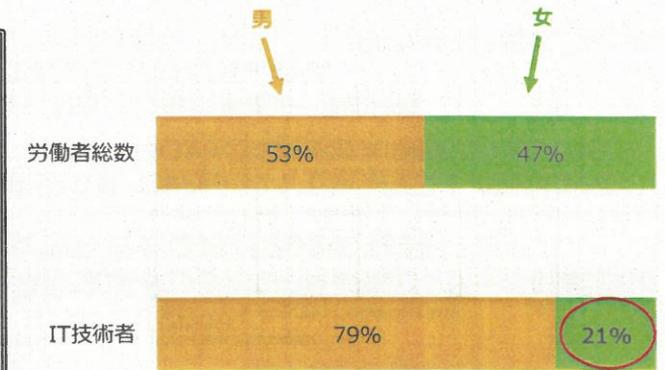
Ⅱ 所得向上、リスクの推進  
（1）地域における女性活躍・男女共同参画の推進  
⑧女性活躍推進法の改正  
令和7年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、延長に向けた改正法案を令和7年通常国会において提出することを目指し、事業主が女性特有の健康課題に取り組むことや、より正確かつ最新の情報の公表の促進など、更なる女性活躍推進に向けた所要の検討を行う。

図10 女性デジタル人材育成プランの見直し

**女性デジタル人材育成プラン**  
（令和4年4月26日 男女共同参画会議決定）

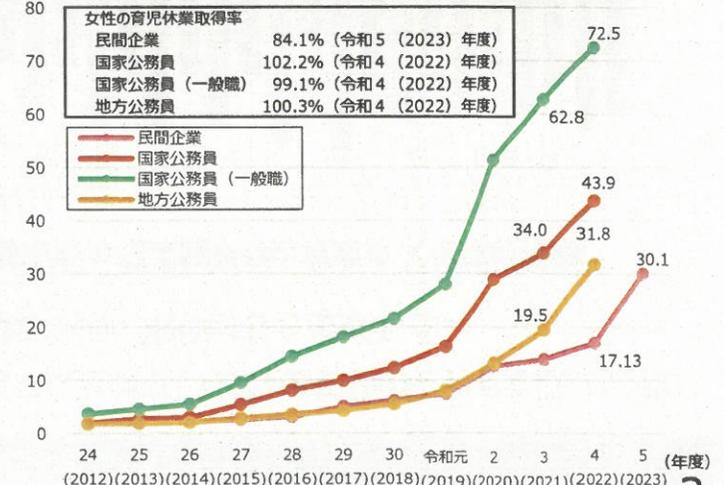
第4章 今後の推進体制  
本プラン策定の3年後を目途に、各種統計を用いてデジタル人材における男女割合をマクロの視点から点検するとともに、本プランで掲げるデジタル人材の育成に関する「デジタルスキル習得支援」及び「デジタル分野への就労支援」における主要な取組（職業訓練、高等教育等の主要施策や、デジタル人材育成プラットフォームが提供する現場研修等のプログラム等）について、男女割合や人数を実績として把握した上で、プラン全体の施策の在り方について必要な見直しを行う。

図8 IT技術者の男女比率



（備考）1. 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より、一般労働者数と短時間労働者数の合計。  
2. IT技術者は、「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の3職種を足し合わせたもの。

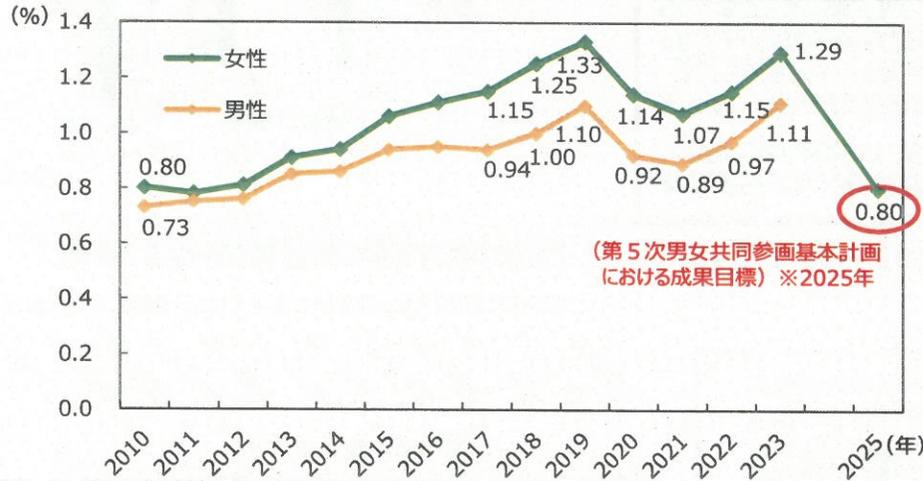
図11 男性の育児休業取得率の推移



# 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

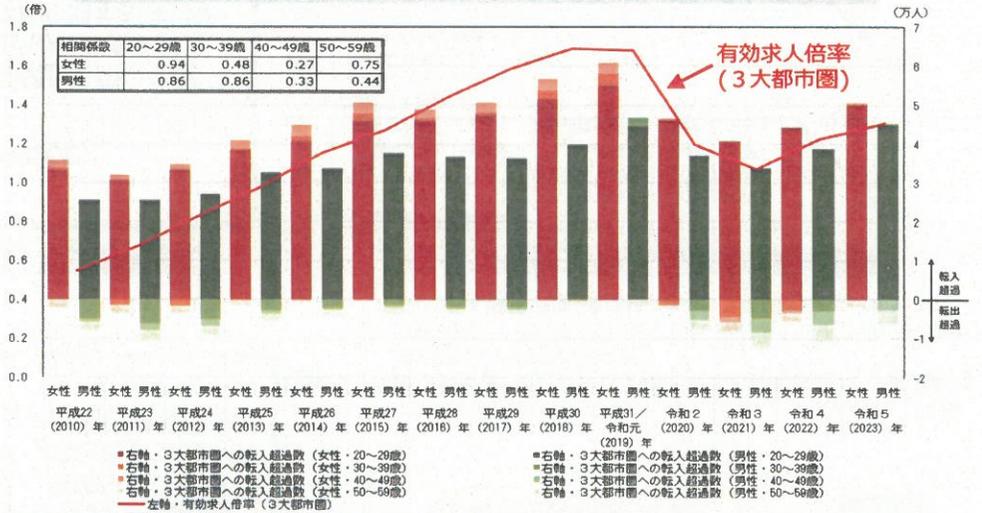
・地方においては、少子高齢化や人口減少の進展により、様々な局面において、担い手として欠かせない女性の参画がこれまで以上に求められる状況であり、地域の実情に応じた取組を進め、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりに取り組む必要がある。

図12 地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合



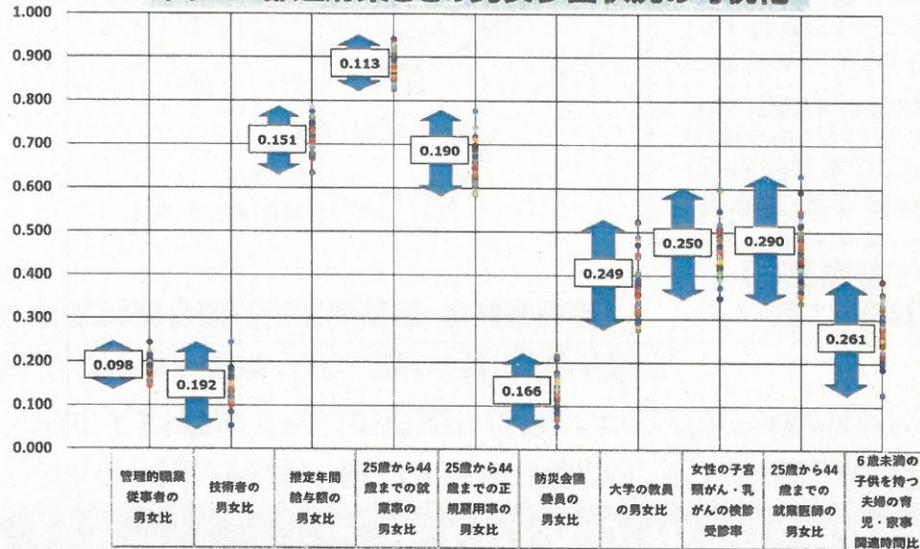
- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。  
2. 三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び関西圏）を除く道県の対前年転出増加数を算出。  
3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

図13 3大都市圏の転入超過数と有効求人倍率の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成。  
2. 転入超過数＝転入者数－転出者数（マイナスは転出超過）。日本人移動者の値。  
3. 「3大都市圏」は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、計。

図14 都道府県ごとの男女参画状況の可視化



(備考) 独立行政法人国立女性教育会館（NWECC）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ（第1回）会議資料を基に内閣府作成

図15 国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化（女性版骨太の方針2024 抜粋）

## 女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024） （令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

### Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

#### （4）地域における女性活躍・男女共同参画の推進

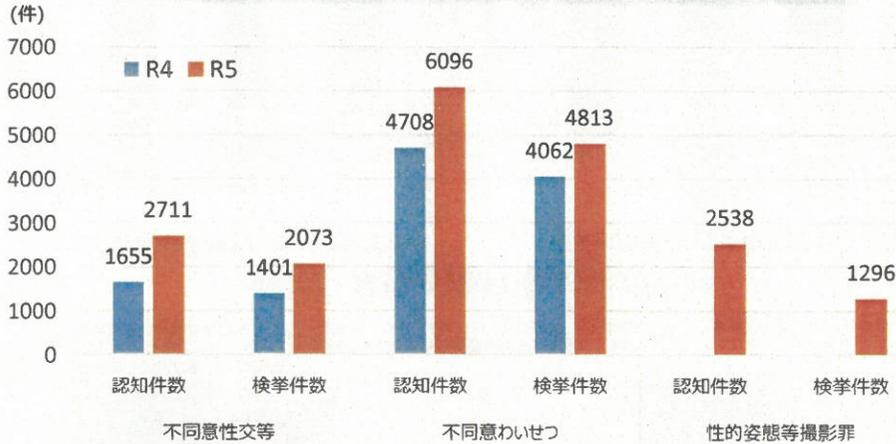
##### ⑥独立行政法人国立女性教育会館（NWECC）及び男女共同参画センターの機能強化

女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWECC」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWECC及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。

# 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

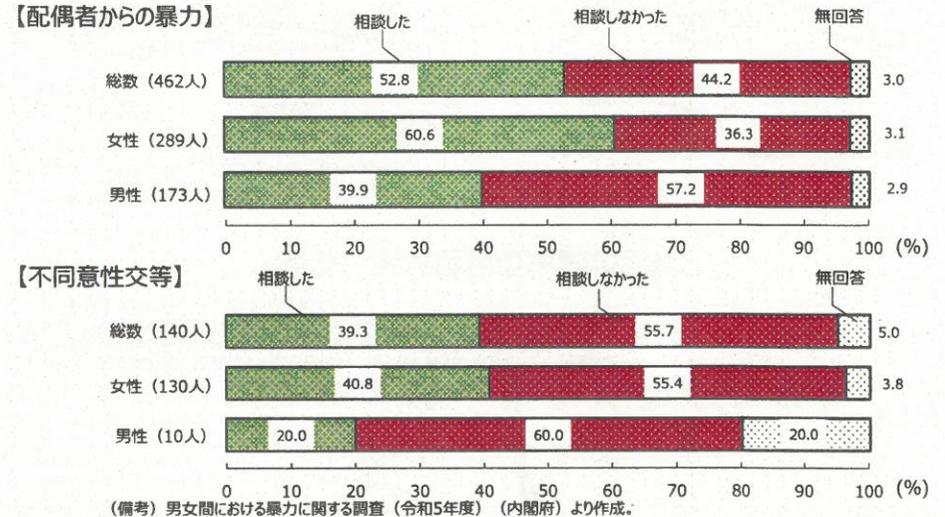
・個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会は、女性活躍・男女共同参画の基盤であることから、重大な人権侵害である性犯罪・性暴力やDV等について、多様な被害者への相談・支援体制の充実・強化に取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災・復興、生涯にわたる健康への支援等を推進する必要がある。

図16 不同意性交等罪等の認知件数・検挙件数



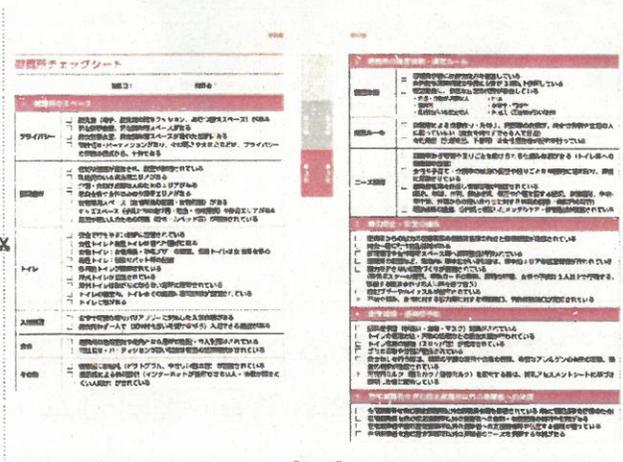
(備考) 1. 警察庁「犯罪統計」より作成。  
2. 不同意性交等及び不同意わいせつについては、刑法の一部改正（令和5年（2023年）7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつをそれぞれ計上している。  
3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2013年）7月13日の施行日以降の件数を計上している。

図17 被害を相談している割合



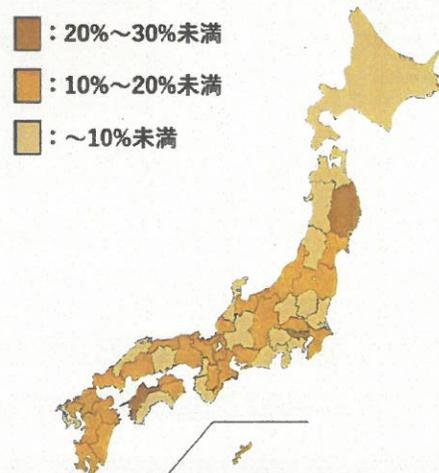
(備考) 男女間における暴力に関する調査（令和5年度）（内閣府）より作成。

図18 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（避難所チェックシート）



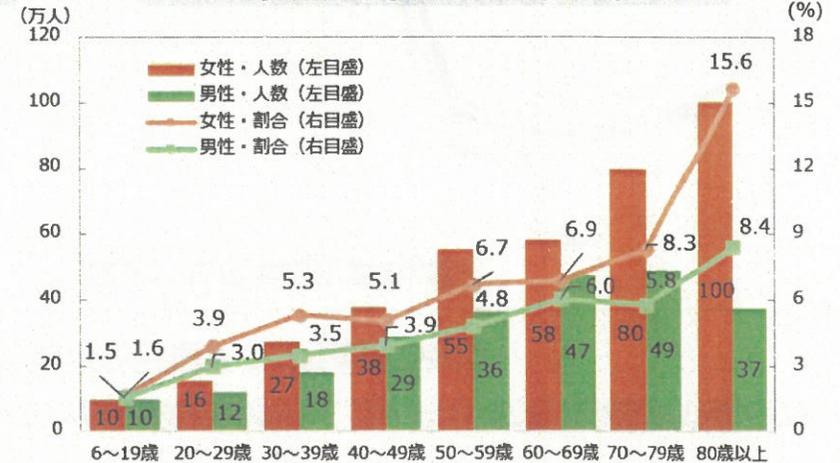
(備考) 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」より抜粋。

図19 各都道府県別の防災・危機管理部局における女性職員の割合



(備考) 内閣府ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査（令和5年）調査票（都道府県編）より作成。

図20 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合

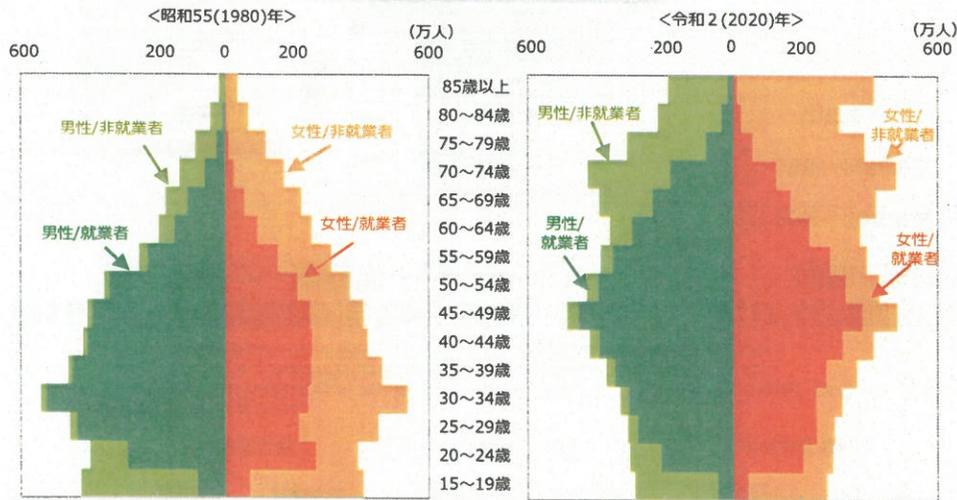


(備考) 1. 厚生労働省「令和4年国民生活意識調査」より作成。  
2. 「健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者」とは、「現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がある」と回答した者のうち、影響の事柄として、「仕事、家事、学習（時間や作業量などが制限される）」を挙げた者。  
3. 入院者は含まない。

# 社会構造の変化、価値観の多様化を踏まえた施策の検討

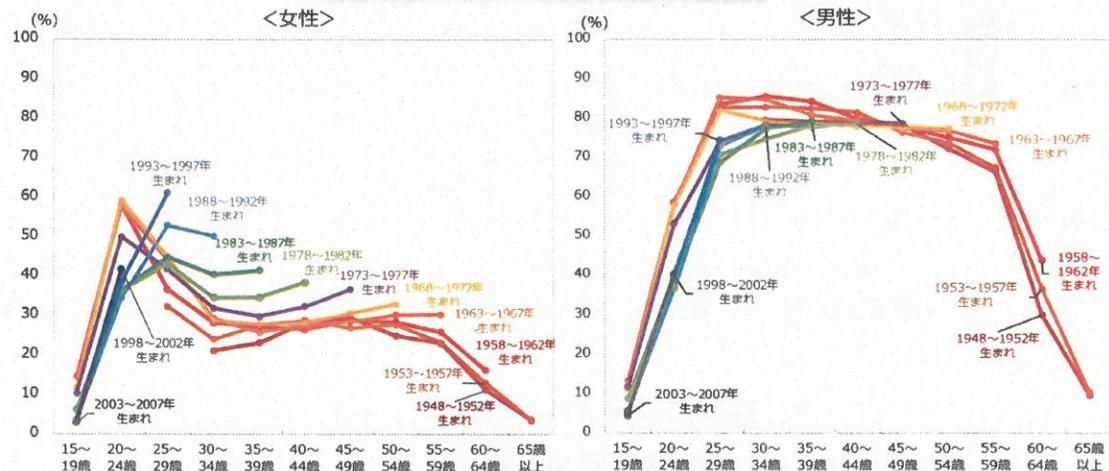
・女性活躍・男女共同参画に関する中長期的な施策の検討にあたっては、人口構造や就業構造の変化、若い世代の生活様式や働き方に対する考え方の多様化等を踏まえ、全ての人が希望に応じて、活躍できる社会の実現を目指すことが重要である。

図21 人口構造の変化



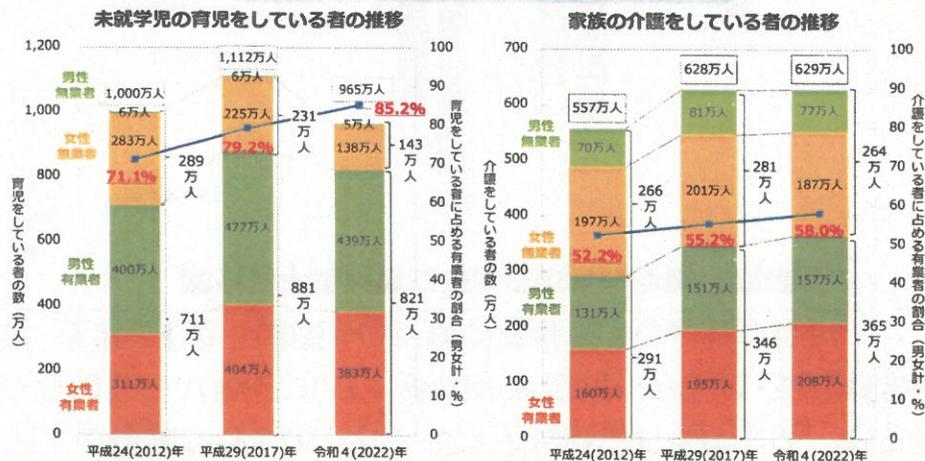
- (備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。  
 2. 令和2(2020年)は、「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」を用いている。  
 3. 非就業者 = 当該年齢階級別人口 - 就業者。なお、昭和55(1980年)の「非就業者」には、労働力状態「不詳」が含まれている。

図22 正規雇用比率の推移



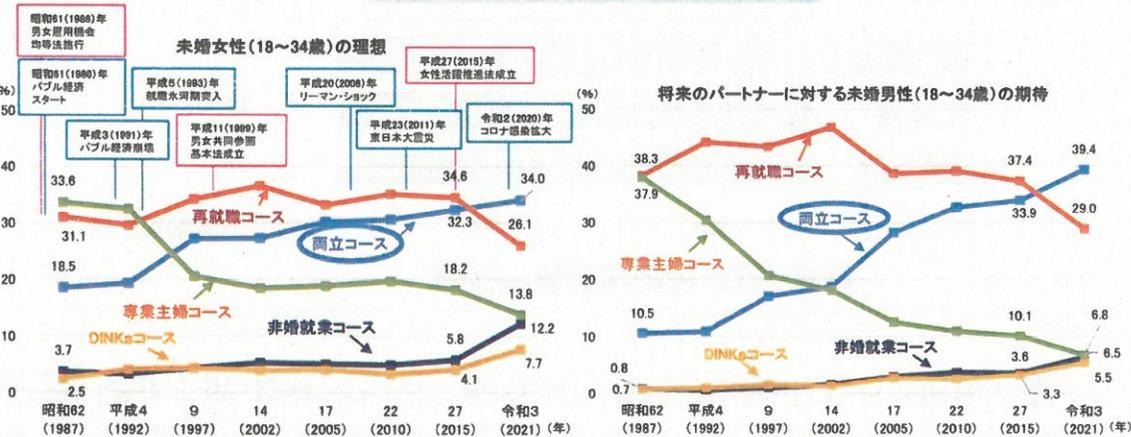
- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成(昭和57(1982年)調査以降のデータで作成)。  
 2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。  
 3. 各年10月1日現在の年齢で調査しているため、生まれ年には実際には3か月のずれがある。  
 4. 「65歳以上」は該当年以前に生まれた人も含む。

図23 育児・介護の担い手の変化



- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。  
 2. 「育児をしている」とは、小学入学前の未就学児を対象とした育児(乳幼児の世帯や保育所など)をいい、孫、おひい、おひい、孫の世帯などは含まない。  
 3. 「家族の介護をしている」とは、介護保険制度で介護認定を受けていない人や、自宅外にある家族の介護も含まれる。ただし、病気などで一時的に看ている者に対する介護は含まない。

図24 若い世代の意識の変化



- (備考) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(独身者調査)」より作成。